

令和4年度 特別教育・技能講習等実施計画表

(一社)香川労働基準協会三豊支部

TEL 0875-56-0866

※下記については、変更になる場合もありますのでご了承ください。

※受講料、テキスト代は消費税を含みます。

講座名等	受講料	テキスト代	実施日	実施場所
新入者安全衛生教育	会員 5,240円	968円	4月20日(水)	三豊市市民交流センター
	非会員 8,380円			
職長・安全衛生責任者教育 / 職長等教育 (2日間コース)	会員 10,480円	1,540円	6月15日(水)・16日(木)	三豊市市民交流センター
	職長のみ 9,430円			
	非会員 15,190円	職長のみ 880円	9月13日(火)・14日(水)	三豊市市民交流センター
	職長のみ 13,620円			
職長等再教育・安全衛生責任者教育 (1日コース)	会員 6,290円	990円	6月17日(金)	香川労働基準会館
	非会員 9,430円			
職長・安全衛生責任者能力向上教育 (1日コース)	会員 6,290円	990円	7月13日(水)	香川労働基準会館
	非会員 9,430円			
職長等能力向上教育 (職長等再教育) (1日コース)	会員 6,290円	990円	1月27日(金)	香川労働基準会館
	非会員 9,430円			
足場の組立て等特別教育	会員 6,290円	815円	5月10日(火)	香川労働基準会館
	非会員 9,430円			
三豊地区でも開催します フルハーネス型墜落制止用器具 特別教育	会員 7,330円	990円	三豊で開催 10月24日(月)	三豊市市民交流センター
	非会員 11,520円		4/25(月)、5/30(月) 7/25(月)、9/22(木) 11/28(月)、1/17(火) 3/10(金)	
低圧電気取扱特別教育 <学科のみ>	会員 6,810円	770円	5/17(火)、8/23(火) 11/15(火)、2/10(金)	香川労働基準会館
	非会員 9,950円			
高圧・特別高圧電気取扱特別教育 (2日間コース) <学科のみ>	会員 9,430円	1,430円	6月21日(火)・22日(水) 12月1日(木)・2日(金)	香川労働基準会館
	非会員 13,620円			
電気工事作業指揮者安全教育	会員 6,290円	1,210円	8月8日(月) 2月3日(金)	香川労働基準会館
	非会員 9,430円			
酸素欠乏危険作業特別教育	会員 6,290円	1,430円	7月8日(金)	香川労働基準会館
	非会員 9,430円			
三豊地区でも開催します 自由研削といし特別教育	会員 6,290円	1,320円	三豊で開催 7月22日(金)	三豊市市民交流センター
	非会員 9,430円		7/14(木)、9/1(木) 12/23(金)、3/17(金)	
KYT (危険予知訓練)	会員 6,810円	1,000円	7月7日(木)	三豊市市民交流センター
	非会員 9,950円			
交通危険予知訓練	会員 7,330円	660円	6月20日(月)	香川労働基準会館
	非会員 11,520円			
粉じん作業特別教育	会員 5,240円	880円	8月29日(月)	香川労働基準会館
	非会員 8,380円			
動力プレス金型取付等特別教育 <学科のみ>	会員 6,810円	1,100円	10月6日(木)	香川労働基準会館
	非会員 9,950円			
巻上げ機の運転特別教育 <学科のみ>	会員 6,290円	1,050円	10月17日(月)	香川労働基準会館 ※学科と実技を希望の場合は出張講習となります。(15名程度まとめて)
	非会員 9,430円			
クレーン運転特別教育 (2日間)	9,470円	1,705円	9月22・24日	学科：観音寺市民会館 実技：総合開発
玉掛技能講習 (3日間)	一般受講者 24,140円	1,650円	6月23～25日	学科：観音寺市民会館 実技：総合開発
			9月8～10日	
			1月26～28日	
床上操作式クレーン運転技能講習 (3日間)	31,470円	1,705円	7月28～30日	学科：観音寺市民会館 実技：総合開発
小型移動式クレーン運転技能講習 (3日間)	34,530円	1,705円	11月15～18日	学科：多度津町町民健康センター 実技：日本クレーン協会(高松)

※一定の人数(約20名程度)が集まれば、出張講習も可能です。

は三豊支部にて受付。

(令和4年2月1日)

* 事業者は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない(労働安全衛生法第59条第3項)。また、職長その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者に対し所定の教育を実施することが義務付けられています(労働安全衛生法第60条)。

講座名等	実施日	受講対象者
新入者安全衛生教育	4月20日(水)	学校を卒業して新たに社会人となった人、又は転職して新たに入社した人が受ける安全衛生教育
職長・安全衛生責任者教育 / 職長等教育 (2日間コース)	6月15日(水)・16日(木) 9月13日(火)・14日(水)	職長等教育は製造業、建設業等で新たに職務に就く職長、又は作業を直接指揮・監督する立場の人が受ける安全衛生教育 また、下請け等が混在して作業する現場の安全衛生責任者に対する教育も同時に修了できるカリキュラムとなっています
職長等再教育・安全衛生責任者教育 (1日コース)	6月17日(金)	職長等教育の修了者で概ね5年を経過した人又は、機械設備等に大幅な変更時ける再教育及び安全衛生責任者教育を修了していない人が受ける安全衛生教育 (※要:職長等教育修了証の写し)
職長・安全衛生責任者能力向上教育 (1日コース)	7月13日(水)	職長及び安全衛生責任者教育修了者で概ね5年を経過した人又は機械設備等に大幅な変更のあったとき受ける再教育 (※要:職長及び安全衛生責任者教育修了証の写し)
職長等能力向上教育 (職長等再教育)(1日コース)	1月27日(金)	職長等教育の修了者で概ね5年を経過した人又は、機械設備等に大幅な変更時に受ける再教育 (※要:職長等教育修了証の写し)
足場の組立て等特別教育	5月10日(火)	足場の組立て、解体、変更の作業に従事する人が修了しなければならない特別教育
三豊地区でも開催します	三豊で開催 10月24日(月)	
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	4/25(月)、5/30(月) 7/25(月)、9/22(木) 11/28(月)、1/17(火) 3/10(金)	高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に従事する人が修了しなければならない特別教育
低圧電気取扱特別教育	5/17(火)、8/23(火) 11/15(火)、2/10(金)	低圧電気(直流750V以下、交流600V以下)の充電回路又は充電回路の支持物の敷設、点検、修理もしくは操作等の業務に従事する人が修了しなければならない特別教育<学科のみ>
高圧・特別高圧電気取扱特別教育 (2日間コース)	6月21日(火)・22日(水) 12月1日(木)・2日(金)	高圧(直流750V超、交流600V超)もしくは特別高圧(7000V超)の充電回路又は該当充電回路の支持物の敷設、点検、修理又は操作等高圧機器取扱いの業務に従事する人が修了しなければならない特別教育<学科のみ>
電気工事作業指揮者安全教育	8月8日(月) 2月3日(金)	電気工事作業指揮者に選任された人、又は新たに選任される予定の人が受ける特別教育
酸素欠乏危険作業特別教育	7月8日(金)	マンホール、各種タンク、ホッパー、サイロ、暗渠の内部等の酸素欠乏等危険場所における作業に従事する人が修了しなければならない特別教育
三豊地区でも開催します	7月22日(金)	
自由研削といし特別教育	7/14(木)、9/1(木) 12/23(金)、3/17(金)	工場、建設現場等作業場で手持ちのグラインダー等の自由研削といしを使って作業に従事する人が修了しなければならない特別教育
KYT(危険予知訓練)	7月7日(木)	工事や製造などの作業に従事する作業者が、事故や災害を未然に防ぐことを目的に、その作業に潜む危険を予想し、指摘しあう訓練
交通危険予知訓練	6月20日(月)	交通事故を未然に防ぐため、事故の原因となりうる危険要因を予測し、的確に回避することを習慣として身に着けるための訓練
粉じん作業特別教育	8月29日(月)	建設現場や工場で岩石、鉱物、金属等の特定粉じん作業を行う人が修了しなければならない特別教育
動力プレス金型取付等特別教育<学科のみ>	10月6日(木)	動力によるプレス機械の金型、シャーによる作業に従事している人が修了しなければならない特別教育<学科のみ>
巻上げ機の運転特別教育<学科のみ>	10月17日(月)	車載専用キャリアカーの車両の積み下ろし、工事や建設現場で資材等の上げ下ろしなど巻上げ機(ウインチ)の操作を行う人が修了しなければならない特別教育<学科のみ>
クレーン運転特別教育 (2日間)	9月22・24日	つり上げ荷重5トン未満のクレーンの運転業務に従事する人が修了しなければならない特別教育
玉掛技能講習 (3日間)	6月23～25日 9月8～10日 1月26～28日	つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリック、揚貨装置による玉掛作業に従事する人が修了しなければならない技能講習
床上操作式クレーン運転技能講習 (3日間)	7月28～30日	つり上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーンの運転に従事する人が修了しなければならない技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習 (3日間)	11月15～18日	つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転の業務に従事する人が修了しなければならない技能講習

* 一定の人数(約20名程度)が集まれば、出張講習も可能です。ご相談ください。(TEL 0875-56-0866)